

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程

令和5年3月29日 EIC第50329002号

一般財団法人 環境イノベーション情報機構 制定

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）交付要綱（令和5年2月8日 環地温発第2302083号。以下「交付要綱」という。）及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業実施要領（令和5年2月8日 環地温発第2302083号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、次の各号のいずれかにより申請するものとする。

一 2者以上の事業者のうち、代表者が補助金を申請し、代表者を交付の対象者とする。代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

二 2者以上の事業者が共同で補助金を申請し、それぞれを交付の対象者とする。この場合において、それぞれの事業者は補助事業の実施に係る責を連帶して負うものとし、いずれかの事業者が本規程に違反した場合についても共同で申請した者がその責を負う場合がある。

4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。

5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を機構に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を機構に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 機構は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 機構は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。た

だし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。

ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。

五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

六 補助事業の遂行及び収支の状況について、機構の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。

七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく機構に報告しなければならない。

八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

九 機構は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに機構に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 機構は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 機構は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付させることができる。

十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの從物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他

大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境省発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、機構が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には機構が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 機構が第11条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、機構は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が機構に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 機構は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 機構は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、機構が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって機構に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 機構は、第8条第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣又は機構は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を機構に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、機構が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

第14条 機構は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく機構の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 機構は、前項の解除を行つた場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(翌年度における補助事業の開始)

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。

(事業報告書の提出)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度ごとに年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から補助事業の完了の日の属する3月末までの期間を含む。）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(電磁的方法による申請)

第17条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第三号の規定に基づく計画変更の申請、第8条第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第8条第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第8条第六号の規定に基づく状況報告、第8条第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8条第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて機構が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。

- 2 機構は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。
- 3 機構、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこと

とするが、電磁的方法によることが行うことができないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じて機構が定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は機構が定める方法で手続きを行うことができる。

(秘密の保持)

第18条 機構は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って機構に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和5年3月29日から施行する。
- 2 前年度から継続実施する補助事業（以下「継続事業」という。）を行う者（以下「継続事業者」という。）が、前年度事業の交付規程に基づき翌年度における補助事業の開始に係る承認を受けている場合は、本年度において機構が大臣から交付決定を受けた日から、継続事業者が本年度における継続事業に係る交付決定を受ける日の前日までの間において、継続事業を開始することができる。
- 3 この交付規程による規定は、令和4年度補正予算に係る補助金から適用し、令和4年度当初以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 間接補助事業	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
ストレージバリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（企業等の需要家の実情に応じて停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備や定置用蓄電池、車載型蓄電池※1 等の導入を行う事業※2※3）	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容についてでは、別表第2に定めるものとする。）	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備 定額（4万円/kW。ただし、オンラインサイトPPAモデル※4 又はリースモデルの場合は5万円/kW（戸建て住宅に限り7万円/kW）） ・定置用蓄電池（業務・産業用）※5 定額（5.3万円/kWh（定置用蓄電システムの目標価格※6に3分の1を乗じて得た額）。第2欄に掲げる間接補助対象経費に3分の1を乗じて得た額を上限額とする） ・定置用蓄電池（家庭用）※5 定額（4.7万円/kWh（定置用蓄電システムの目標価格※6に3分の1を乗じて得た額）。第2欄に掲げる間接補助対象経費に3分の1を乗じて得た額を上限額とする） ・車載型蓄電池 定額（蓄電容量（kWh）の2分の1に4万円を乗じて得た額。最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする） ・充放電設備 2分の1（最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする）及び設置工事費 定額（1基あたり、業務・産業用95万円、家庭用40万円を上限額とする）を合算した額 	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額（執行団体が必要と認めた額の方が少ない場合は、その額）とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が2,500万円を超えた場合は、2,500万円を交付額とする。</p>

※1 車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）は、外部給電が可能なもので、かつ、充放電設備を同時に導入する場合に限る。

※2 本事業は、蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須とする。

※3 本事業は、太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）。

※4 本事業において「オンラインPPAモデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有（第三者所有）・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む。）をした上で、当該発電事業者が当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。

※5 定置用蓄電池の区分は下記のとおり。

区分	蓄電システム 機器仕様
業務・産業用	4,800Ah・セル以上
家庭用	4,800Ah・セル未満

※6 経済産業省「定置用蓄電システム普及拡大検討会」にて、業務・産業用及び家庭用の目標価格がそれぞれ設定される。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）などを参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	①事業を行うために直接必要な機械器具などの運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け、整地などに要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修などに要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定すること。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定すること。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料などの費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容												
			託料の費用をいう。												
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付けなどに要する経費をいう。												
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費、その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額が分かる資料を添付すること。
		賃金・報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額が分かる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		需用費	印刷 製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増などに係る経費をいう。
		役務費	通信 運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		消耗品費・備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

以下に記載する要件を全て満たすこと。

- (1) 自家消費型の太陽光発電設備の導入を行う事業であること。戸建て住宅を除き、導入する太陽光発電設備の太陽電池出力が10kW以上であること。
- (2) 定置用蓄電池又は車載型蓄電池（充放電設備を含む）の導入を行う事業であること。戸建て住宅を除き、導入する蓄電池の蓄電容量が4,800Ah・セル以上であること。
- (3) 導入設備による発電量を導入場所の敷地内で自家消費すること（ただし、戸建て住宅は50%以上）。
- (4) 戸建て住宅を除き、太陽光発電設備の発電電力を系統に逆潮流しないものであること。戸建て住宅を含め、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT（固定価格買い取り制度）の認定又はFIP（フィードインプレミアム）制度の認定を取得しないこと。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- (6) 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有する太陽光発電設備等を導入すること。
- (7) 【「オンサイトPPAモデル」又は「リースモデル」の場合】補助金額の5分の4以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること。
- (8) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させること。
- (9) 交付申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者及び関係者等が確定していること。
- (10) 太陽光発電設備等の設置や電力供給等、補助事業の実施にあたっては、関係法令・基準等を遵守すること。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 民間企業
- (2) 個人事業主
- (3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- (5) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- (6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (7) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (8) 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- (9) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

(10) その他大臣の承認を得て機構が適當と認める者

3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び機構の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

5 複数年度事業の解除等

複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を解除等する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

6 その他

(1) 太陽光発電設備等の使用の中止について

需要家施設である店舗・工場等の廃止又は改裝に伴い補助事業により導入された設備の使用を中止する場合には、使用再開見込みのないまま設備が保管され続けることのないよう、店舗・工場等の廃止又は改裝から6か月を目安に、補助事業者は使用の再開の見込みの時期及び店舗・工場等、並びに再開までの適切な管理等に関する計画について機構に報告を行うこと。

(2) 太陽光発電設備等の移転について

補助事業により導入した設備の移転にあたり、次の要件を全て満たす場合に限り、補助目的に反する「転用」にあたらず、財産処分の手続きを要しないものとする。ただし、この場合であっても設備を移転する場合は事前に機構に報告を行うとともに、真にやむを得ない事情により移転することに限ること。

①店舗・工場等の廃止又は改裝に伴う代替店舗・工場等への移転であること。

②補助金交付申請者に変更がないこと。

③補助対象設備の移転に伴う使用の中止の後、可及的速やかに使用が再開される、又は(1)の計画について報告がなされるものであること。

〈様式一覧〉

- 様式第1 交付申請書（第5条関係）
別紙1 実施計画書
別紙2 経費内訳
- 様式第2 変更交付申請書（第6条関係）
- 様式第3 交付決定通知書（第7条関係）
- 様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）
- 様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）
- 様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）
- 様式第7 遅延報告書（第8条関係）
- 様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）
- 様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）
- 様式第10 取得財産等管理台帳（第8条関係）
- 様式第11 完了実績報告書（第11条関係）
別紙1 実施報告書
別紙2 経費内訳
- 様式第12 年度終了実績報告書（第11条関係）
- 様式第13 交付額確定通知書（第12条関係）
- 様式第14 精算（概算）払請求書（第13条関係）
- 様式第15 翌年度補助事業開始承認申請書（第15条関係）
- 様式第16 事業報告書（第16条関係）

様式第1（第5条関係）

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 刃刀 正行 殿

申請者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付申請書

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

施設の名称：

1 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

2 補助金交付申請額 金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）

3 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおり

4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定日～年月日

5 その他参考資料

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先等

（1）責任者の所属部署・役職・氏名：

（2）担当者の所属部署・役職・氏名：

（3）担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者（代表申請者）が申請すること。

2 「5 その他参考資料」として、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の3決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、3会計年度を経過していない場合には、直近の1～2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人の場合は住民票の写し）を添付すること（申請者が法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。

3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

別紙 1

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業） 実施計画書

補助事業者（代表申請者）	
施設の名称（需要家の法人名 + 建物の名称）	

〈1. 補助事業の目的〉

補助事業者（代表申請者）にとっての本補助事業の目的を300字以上400字以内で記述すること。「カーボンニュートラル」、「レジリエンス」および「ストレージパリティ」という言葉を必ず使用すること。 0字

1-1

〈2. 補助事業の内容〉

導入する主な設備（補助対象として導入する設備に○を選択すること）

2-1	太陽光発電設備	<input type="radio"/>
2-2	定置用蓄電池	<input type="radio"/>
2-3	車載型蓄電池	—
2-4	充放電設備	—

〈3. 据助事業の効果〉

CO₂削減効果（エネルギーの供給先となる申請した施設（需要地）のみの効果を算定すること。余剰電力分は含めないこと）

「CO₂削減量等計算表」のとおり

【CO₂削減効果の確認事項】（内容を確認の上、了承する場合は“✓”を選択すること）

3-1	補助事業の開始後に上記のCO ₂ 削減効果の達成が難しい見込みとなった場合（想定される自家消費電力量が想定値より大幅に下回った状態が2年間続いた場合など）は、環境大臣にその理由を含めて報告をした上で、速やかに改善に向けた計画を提出して環境大臣の指示に従うことを承諾の上、本書類を提出します。	
-----	--	--

ランニングコスト削減額

「ランニングコスト削減額計算表」のとおり

〈4. 据助事業の普及性〉

補助事業の普及性を200字以上300字以内で記述すること。

0字

4-1		
4-2	掲載予定のウェブページ	

〈5. 据助事業の実施体制等〉

補助事業の実施体制

「補助事業の実施体制表」のとおり

補助対象設備の維持管理体制

5-1		
5-2	上記の補足事項	
5-3	【②を選択した場合】委託先の法人名など	

資金計画

「資金計画表」のとおり

〈6. 補助事業の実施に関する事項〉

他の補助金との関係（該当する項目に○を選択すること）		
6-1		
【①または②を選択した場合】申請済みや申請予定の補助金の名称などを記入すること		
6-2	補助金の名称1	
6-3	補助金の公募を行う 都道府県、市区町 村、執行団体の名称	
6-4	公募ページの URL 1	
6-5	補助金の名称2	
6-6	補助金の公募を行う 都道府県、市区町 村、執行団体の名称	
6-7	公募ページの URL 2	
【①または②を選択した場合】該当する項目を選択すること。		
6-8	上記の補助金に採択となった場合、本補助事業に	
6-9	上記の補助金に不採択となった場合、本補助事業の実施に	
売電などに関する確認事項（内容を確認の上、了承する場合は"✓"を選択すること）		
6-10	本補助金の交付を受けた設備（補助対象設備）について、余剰電力を含め、太陽光発電設備の発電電力が系統に逆潮流しないよう、RPR（逆電力 繼電器）などの逆潮流を防止する機器を設置し、一般送配電事業者への系 統連系の申し込みを「逆潮流なし（売電なし）」で行います。	
6-11	本補助金の交付を受けた設備（補助対象設備）について、余剰電力を含め、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23 年8月30日法律第108号）に基づくFIT（固定価格買取制度）または FIP（フィードインプレミアム）制度による売電を行いません。	
6-12	本補助金の交付を受けた設備（補助対象設備）について、電気事業法（昭 和39年7月11日法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自 己託送）を行いません。	
補助事業の実施に必要な調整事項（各項目を選択し、適宜記入すること）		
6-13	一般送配電事業者への系統連系の事前相談	
6-14	一般送配電事業者への系統連系の接続検討申込 み	
6-15	系統連系の調整 状況や見通しな ど（工程表と整 合した内容であ ること）	
6-16	太陽光パネルの反射光やパワーコンディショナーの騒音などによ り、近隣住民などとのトラブルが生じる懸念	

6-17	【「有り」を選択した場合】講じる対策や見通しなど	
6-18	蓄電池やキューピクルなどの設置にあたり、所轄の消防署への届出	
6-19	【「必要」を選択した場合】届出が必要な電気設備	
6-20	補助対象設備の設置にあたり、地方公共団体（都道府県、市区町村）との調整	
6-21	【「必要」を選択した場合】地方公共団体との調整状況	
6-22	その他、調整が必要な事項	
環境等への影響（該当する項目に○を選択し、適宜記入すること）		
6-23	補助事業の実施により、環境問題等が発生する懸念	
6-24	【「有り」を選択した場合】講じる対策や見通しなど	
需要家における脱炭素経営への取り組み（該当する項目に○を選択し、適宜記入すること）		
6-25	需要家がRE100（Renewable Energy 100% / 再生可能エネルギー100%）や再エネ100宣言 RE Actionに参加している	—
6-26	【「○」を選択した場合】ウェブページのURLや実施状況など	
6-27	需要家がSBT（Science Based Targets / 科学的根拠に基づく目標）の認定を受けている	—
6-28	【「○」を選択した場合】ウェブページのURLや実施状況など	
6-29	需要家がTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同表明をしている	—
6-30	【「○」を選択した場合】ウェブページのURLや実施状況など	

注1 本補助事業の内容について、環境省が説明会などで紹介する場合がある。

注2 上記は参考書式であり、審査の効率化の観点から、一部変更する場合がある。

別紙2

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業） 経費内訳

補助事業者（代表申請者）		
施設の名称（需要家の法人名+建物の名称）		
間接補助事業の区分（需要家との契約形態）		
1	(1) 総事業費	0 円
2	(2) 寄付金その他の収入	0 円
3	(3) 差引額	0 円
4	(4) 補助対象経費	0 円
4'	(4') 補助対象外経費	0 円
5	(5) 基準額	0 円
5'	(5-1)～(5-4) の合計	0 円
5'_太1	(5-1) 太陽光発電設備の基準額	0 円
5'_太2	太陽電池出力	0 kW
5'_蓄1	(5-2) 定置用蓄電池の基準額	0 円
5'_蓄2	「5'_蓄3」による金額	0 円
5'_蓄3	定置用蓄電池の蓄電容量	0.0 kWh
5'_蓄4	「5'_蓄5」の3分の1	0 円
5'_蓄5	定置用蓄電池の補助対象経費（税抜・工事費込み）	0 円
5'_車	(5-3) 車載型蓄電池の基準額	0 円
5'_充	(5-4) 充放電設備の基準額	0 円
5''	(5-5) 執行団体が必要と認めた額	円
6	(6) 選定額	0 円
7	(7) 補助基本額	0 円
8	(8) 補助金所要額	0 円

→補助対象外経費を含んだ金額であり、見積書の総額（税抜）と一致する金額であること。

→地方公共団体の補助金に申請しない場合は「0円」。申請する場合は補助金の額を記入すること。

←(1)～(2)

←「5'」と「5''」の少ない方

0 円/kW

←「5'_蓄2」と「5'_蓄4」の少ない方

0 円/kWh

→補助対象設備として導入する場合は手入力すること。

→補助対象設備として導入する場合は手入力すること。

→応募時は空欄とし、採択後は採択額、交付決定後は交付決定額をそれぞれ手入力すること。

←(4) と (5) の少ない方

←(3) と (6) の少ない方

←(7) を千円未満切り捨て、上限2,500万円

注1 記入した金額の根拠資料を添付すること。

注2 上記は参考書式であり、審査の効率化の観点から、一部変更する場合がある。

様式第2（第6条関係）

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 刃刀 正行 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））変更交付申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））を下記のとおり変更したいので、令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

施設の名称：

1 補助変更申請額 円

2 変更内容

3 変更理由

(注) 具体的に記載すること。

(代表申請者) 本件責任者および担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：

(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：

(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が申請すること。

2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載すること。

3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については変更前の金額と変更後の金額をそれぞれ記載すること。

様式第3（第7条関係）

識別番号	
番 号	

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付 第 で交付申請のあった令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））については、令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程（令和 年 月 日 EIC 第 号）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 刃刀 正行

記

施設の名称：

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、 年 月 日付 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）交付要綱（令和5年2月8日 環地温発第2302083号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）実施要領（令和5年2月8日 環地温発第2302083号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

本件責任者および担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・役職・氏名：
- (2) 担当者の所属部署・役職・氏名：
- (3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

様式第4（第7条関係）

識別番号	
番 号	

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付 第 号で変更交付申請のあった令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））については、令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程（令和 年 月 日 EIC 第 号）第7条第1項の規定により、年 月 日付 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 刃刀 正行

記

施設の名称：

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付 第 号変更交付申請書のとおりである。

2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金 円 変更前補助金の額 金 円

変更後補助基本額 金 円 変更後補助金の額 金 円

増 減 額 金 円 増 減 額 金 円

3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付 第 号変更交付申請書記載のとおりである。

4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）交付要綱（令和5年2月8日 環地温発第2302083号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）実施要領（令和5年2月8日 環地温発第2302083号）及び交付規程に従わなければならない。

5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

本件責任者および担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：

(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：

(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

様式第5（第8条関係）

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 刃刀 正行 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業）） 計画変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））の計画を下記のとおり変更したいので、令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

施設の名称：

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・役職・氏名：
- (2) 担当者の所属部署・役職・氏名：
- (3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が申請すること。

- 2 事業の内容を変更する場合は、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
- 3 経費の配分を変更する場合は、様式第1の別紙2に変更前の金額と変更後の金額をそれぞれ記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 刃刀 正行 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

施設の名称：

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先等

（1）責任者の所属部署・役職・氏名：

（2）担当者の所属部署・役職・氏名：

（3）担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が申請すること。

2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を記載の上、中止（廃止）時の実施見込額を記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

識別番号	
番 号	

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 刃刀 正行 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））遅延報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））の遅延について、令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

施設の名称：

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額（交付決定額）
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定期日

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先等
(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：
(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：
(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が報告すること。

2 事業の進捗状況を示した工程表を当初と変更後を対比できるように作成し、添付すること。

様式第8（第8条関係）

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 刃刀 正行 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））遂行状況報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））の遂行状況について、令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

施設の名称：

記

経費の区分	交付決定額（円）	実施額（円）	遂行状況
計			

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先等

（1）責任者の所属部署・役職・氏名：

（2）担当者の所属部署・役職・氏名：

（3）担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が報告すること。

様式第9（第8条関係）

識別番号	
番 号	

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 刃刀 正行 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和4年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業）について、令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

施設の名称：

1 補助金額（規程第12条第1項による額の確定額） 金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先等

（1）責任者の所属部署・役職・氏名：

（2）担当者の所属部署・役職・氏名：

（3）担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が報告すること

2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10（第8条関係）

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））取得財産等管理台帳

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 [円] 上段：税込み 下段：税抜き	金額 [円] 上段：税込み 下段：税抜き	取得年 月日	耐用 年数	設置または 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程第8条第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。

3 取得年月日は、取得財産等の検収年月日を記載すること。

識別番号	番号
------	----

年月日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 功刀 正行 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージバリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））完了実績報告書

年月日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージバリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））を完了（中止・廃止）しましたので、令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージバリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

施設の名称：

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日 金 円（年月日番号）

（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況

別紙1 実施報告書のとおり

3 補助金の経費収支実績

別紙2 経費内訳のとおり

4 補助事業の実施期間

年月日～年月日

5 添付資料

(1) 完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）

(2) 写真（工程等が分かるもの）

(3) その他参考資料（領収書等含む。）

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：

(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：

(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が報告すること。

別紙 1

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業） 実施報告書

補助事業者（代表申請者）	
施設の名称（需要家の法人名 + 建物の名称）	

〈1. 補助事業の目的〉

補助事業者（代表申請者）にとっての本補助事業の目的を300字以上400字以内で記述すること。「カーボンニュートラル」、「レジリエンス」および「ストレージパリティ」という言葉を必ず使用すること。 0字

1-1

〈2. 補助事業の内容〉

導入する主な設備（補助対象として導入する設備に○を選択すること）

2-1	太陽光発電設備	<input type="radio"/>
2-2	定置用蓄電池	<input type="radio"/>
2-3	車載型蓄電池	—
2-4	充放電設備	—

〈3. 据助事業の効果〉

CO₂削減効果（エネルギーの供給先となる申請した施設（需要地）のみの効果を算定すること。余剰電力分は含めないこと）

「CO₂削減量等計算表」のとおり

【CO₂削減効果の確認事項】（内容を確認の上、了承する場合は“✓”を選択すること）

3-1	補助事業の開始後に上記のCO ₂ 削減効果の達成が難しい見込みとなった場合（想定される自家消費電力量が想定値より大幅に下回った状態が2年間続いた場合など）は、環境大臣にその理由を含めて報告をした上で、速やかに改善に向けた計画を提出して環境大臣の指示に従うことを承諾の上、本書類を提出します。	
-----	--	--

ランニングコスト削減額

「ランニングコスト削減額計算表」のとおり

〈4. 据助事業の普及性〉

補助事業の普及性を200字以上300字以内で記述すること。

0字

4-1		
4-2	掲載予定のウェブページ	

〈5. 据助事業の実施体制等〉

補助事業の実施体制

「補助事業の実施体制表」のとおり

補助対象設備の維持管理体制

5-1		
5-2	上記の補足事項	
5-3	【②を選択した場合】委託先の法人名など	

資金計画

「資金計画表」のとおり

〈6. 補助事業の実施に関する事項〉

他の補助金との関係（該当する項目に○を選択すること）		
6-1		
【①または②を選択した場合】申請済みや申請予定の補助金の名称などを記入すること		
6-2	補助金の名称1	
6-3	補助金の公募を行う 都道府県、市区町 村、執行団体の名称	
6-4	公募ページの URL 1	
6-5	補助金の名称2	
6-6	補助金の公募を行う 都道府県、市区町 村、執行団体の名称	
6-7	公募ページの URL 2	
【①または②を選択した場合】該当する項目を選択すること。		
6-8	上記の補助金に採択となった場合、本補助事業に	
6-9	上記の補助金に不採択となった場合、本補助事業の実施に	
売電などに関する確認事項（内容を確認の上、了承する場合は"✓"を選択すること）		
6-10	本補助金の交付を受けた設備（補助対象設備）について、余剰電力を含め、太陽光発電設備の発電電力が系統に逆潮流しないよう、RPR（逆電力 繼電器）などの逆潮流を防止する機器を設置し、一般送配電事業者への系 統連系の申し込みを「逆潮流なし（売電なし）」で行います。	
6-11	本補助金の交付を受けた設備（補助対象設備）について、余剰電力を含め、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23 年8月30日法律第108号）に基づくFIT（固定価格買取制度）または FIP（フィードインプレミアム）制度による売電を行いません。	
6-12	本補助金の交付を受けた設備（補助対象設備）について、電気事業法（昭 和39年7月11日法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自 己託送）を行いません。	
補助事業の実施に必要な調整事項（各項目を選択し、適宜記入すること）		
6-13	一般送配電事業者への系統連系の事前相談	
6-14	一般送配電事業者への系統連系の接続検討申込 み	
6-15	系統連系の調整 状況や見通しな ど（工程表と整 合した内容であ ること）	
6-16	太陽光パネルの反射光やパワーコンディショナーの騒音などによ り、近隣住民などとのトラブルが生じる懸念	

6-17	【「有り」を選択した場合】講じる対策や見通しなど	
6-18	蓄電池やキューピクルなどの設置にあたり、所轄の消防署への届出	
6-19	【「必要」を選択した場合】届出が必要な電気設備	
6-20	補助対象設備の設置にあたり、地方公共団体（都道府県、市区町村）との調整	
6-21	【「必要」を選択した場合】地方公共団体との調整状況	
6-22	その他、調整が必要な事項	
環境等への影響（該当する項目に○を選択し、適宜記入すること）		
6-23	補助事業の実施により、環境問題等が発生する懸念	
6-24	【「有り」を選択した場合】講じる対策や見通しなど	
需要家における脱炭素経営への取り組み（該当する項目に○を選択し、適宜記入すること）		
6-25	需要家がRE100 (Renewable Energy 100% / 再生可能エネルギー100%) や再エネ100宣言 RE Actionに参加している	—
6-26	【「〇」を選択した場合】ウェブページのURLや実施状況など	
6-27	需要家がSBT (Science Based Targets / 科学的根拠に基づく目標) の認定を受けている	—
6-28	【「〇」を選択した場合】ウェブページのURLや実施状況など	
6-29	需要家がTCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース) への賛同表明をしている	—
6-30	【「〇」を選択した場合】ウェブページのURLや実施状況など	

注1 本補助事業の内容について、環境省が説明会などで紹介する場合がある。

注2 交付申請時の実施計画書に添付した書類に変更がある場合、本報告書に変更後の書類を添付すること。

注3 上記は参考書式であり、審査の効率化の観点から、一部変更する場合がある。

別紙2

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業） 経費内訳

補助事業者（代表申請者）	
施設の名称（需要家の法人名+建物の名称）	
間接補助事業の区分（需要家との契約形態）	
1 (1) 総事業費	0 円
2 (2) 寄付金その他の収入	0 円
3 (3) 差引額	0 円
4 (4) 補助対象経費	0 円
4' (4') 補助対象外経費	0 円
5 (5) 基準額	0 円
5' (5-1)～(5-4) の合計	0 円
5'_大1 (5-1) 太陽光発電設備の基準額	0 円
5'_大2 太陽電池出力	0 kW
5'_蓄1 (5-2) 定置用蓄電池の基準額	0 円
5'_蓄2 「5'_蓄3」による金額	0 円
5'_蓄3 定置用蓄電池の蓄電容量	0.0 kWh
5'_蓄4 「5'_蓄5」の3分の1	0 円
5'_蓄5 定置用蓄電池の補助対象経費（税抜・工事費込み）	0 円
5'_車 (5-3) 車載型蓄電池の基準額	0 円
5'_充 (5-4) 充放電設備の基準額	0 円
5'' (5-5) 執行団体が必要と認めた額	円
6 (6) 選定額	0 円
7 (7) 補助基本額	0 円
8 (8) 補助金所要額	0 円

→補助対象外経費を含んだ金額であり、見積書の総額（税抜）と一致する金額であること。
→地方公共団体の補助金に申請しない場合は「0円」。申請する場合は補助金の額を記入すること。

←(1)～(2)

←「5」と「5''」の少ない方

0 円/kW

←「5'_蓄2」と「5'_蓄4」の少ない方

0 円/kWh

→補助対象設備として導入する場合は手入力すること。
→補助対象設備として導入する場合は手入力すること。
→応募時は空欄とし、採択後は採択額、交付決定後は交付決定額をそれぞれ手入力すること。

←(4)と(5)の少ない方

←(3)と(6)の少ない方

←(7)を千円未満切り捨て、上限2,500万円

注1 記入した金額の根拠資料を添付すること。

注2 上記は参考書式であり、審査の効率化の観点から、一部変更する場合がある。

様式第12（第11条関係）

識別番号	
番 号	

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 劍刀 正行 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業）） 年度終了実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））の令和 年度における実績について、令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

施設の名称：

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日 金 円（年 月 日 番 号）

2 補助事業の実施状況

*交付規程第8条第五号の規定に基づき機構の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含めること。

3 補助金の経費所要額実績 別紙のとおり

(代表申請者) 本件責任者および担当者の氏名、連絡先等
(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：
(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：
(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が報告すること。

別紙

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1) 補助事業に 要する経費	(2) 交付決定額	(3) 事業費 支払実績額	(4) 補助金 受入額	(5) 補助事業に 要する経費 (1)-(3)	(6) 補助金 所要額 (2)-(4)

様式第13（第12条関係）

識別番号	
番 号	

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付 第 号で交付決定した令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））については、年 月 日付の完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程（令和 年 月 日 EIC 第 号）第12条第1項の規定により通知する。

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 刃刀 正行

記

施設の名称：

確定額 金 円

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により 年 月 日までに返還することを命ずる。

本件責任者および担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・役職・氏名：
- (2) 担当者の所属部署・役職・氏名：
- (3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

様式第 14 (第 13 条関係)

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 刃刀 正行 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和 4 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））精算（概算）払請求書

年 月 日付 第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた令和 4 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））の精算払（概算払）を受けたいので、令和 4 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程第 13 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

施設の名称：

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位：円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額 ①	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

(代表申請者) 本件責任者および担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・役職・氏名 :

(2) 担当者の所属部署・役職・氏名 :

(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が請求すること。

様式第15（第15条関係）

識別番号	
番 号	

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 刃刀 正行 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））に係る翌年度補助事業開始承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるので、令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程第15条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

施設の名称：

1 補助事業の概要

(1) 補助事業の概要

(2) 翌年度における補助事業の概要

2 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

3 参考資料

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：

(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：

(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が申請すること。

様式第 16（第 16 条関係）

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和 4 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））年度事業報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和 4 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））について、令和 4 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程第 16 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

施設の名称：

1 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について

(1) 年度二酸化炭素排出削減量（実績）

(2) 実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因

※上記削減量の算出根拠（発電量、自家消費量、余剰売電量等のデータ）となる資料を添付すること。

<定置用蓄電池又は車載型蓄電池を導入した場合>

2 事業実施による蓄電池導入効果について

※蓄電池を導入したことによる経済的効果（電気料金削減効果等）を可能な範囲で定量的に記載すること。必要に応じて参考資料を添付すること。

<オンラインPPAモデルによる設備導入の場合>

3 需要家への補助金相当額の還元状況（還元方法及び還元額（実績））

※還元額の内訳（算出式）を記載すること。必要に応じて参考資料を添付すること。

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：

(2) 担当者の所属部署・役職・氏名 :

(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 様式第16は参考書式であり、事務の簡素化の観点から、任意の様式・提出方法を指定する場合がある。

2 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が報告すること。